

<はじめに>

2026年2月2日施行の法改正により、会社、各種法人（以下「会社等」と言います）の設立日を土・日・祝日に設定することが可能となりました。

会社等の設立日は、法務局が登記申請を受理した日となるため、今まで法務局の休日（土・日・祝日・年末年始等）を設立日とすることが不可能でした。今回の改正により、事前に申請を行うことで設立日を自由に設定できるようになりました。

<手続きの流れ>

手続きの流れは基本的に従来の申請方法と変わりません。ただ、法務局の休日を設立日としたい場合は、設立日としたい休日の直前（平日）の開庁日に申請をする必要があります。また、申請書には“登記の年月日は、登記すべき事項の「会社（法人）成立の年月日」に記載した日付のとおりとすることを求めます”という文言を加えます。

<メリット>

会社等の設立日は単なる数字ではなく、思い入れのある日、縁起の良い日等を希望される方も多くいらっしゃいます。従来は記念日が閉庁日と被ってしまった場合諦めざるを得ませんでしたが、自由に決定できるようになったことは起業家にとって大きな意味を持ちます。また、事業年度やスケジュール管理の観点でも利便性の向上が期待できる改正です。

<注意点>

事実上、会社等の設立日を自由に選択できるようになりましたが、下記の点に注意が必要です。

- ・ここでいう設立には、新設合併、新設分割、株式移転による設立も含まれる
- ・組織変更による設立、特例有限会社から株式会社への変更による設立は対象外
- ・過去の休日を指定して登記申請をすることは不可能
- ・税務上の届出は設立日を基準に計算されるので期限が前倒しになる

<おわりに>

法改正は施行されたばかりです。手続きに不備があり、登記申請が却下された場合や登記申請をやむを得ず取り下げた場合、せっかく希望されていた設立日を変更しなければなりません。弊所は商業登記に精通した司法書士が在籍しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

（文責：福岡）

書籍紹介



『「風の谷」という希望』

著：安宅和人

写真を見れば分かる通りこの本めっちゃ分厚いです。しかも5千円もします。それでもなぜあえて買ったかという、著者の安宅さんが前に出した本が有名で中々面白かったからです。実績って大事ですね。

本の内容は、このままでは日本では都市にしか住めなくなってしまうという危機感からの提起です。タイトルにある風の谷とは、ジブリの風の谷のナウシカからきています。イメージは地方の山の中の風景の美しい集落、でしょうか。日本にたくさんある限界集落、素晴らしいポテンシャルがありつつ人口が減っているエリアがそのまま消滅してしまうのは、もったいない、子供たちに残したい。ではどうすればいいのかを、大の大人たちが何年も話し合い、現地に行き、実験して得た集合知が本になっています。

私は出身地の小田原だとう取り入れられるかなという視点で読んでいましたが、予算のない地方の自治体ではテクノロジーを駆使しつつ、インフラを縮小するという考え方は非常に大切だと思いました。

（文責：庄田）

司法書士法人・土地家屋調査士法人・行政書士法人

神楽坂法務合同事務所



住所 〒162-0825
東京都新宿区神楽坂
4丁目1番1号
オザワビル6階
電話 03-5946-8698
FAX 03-5946-8699
営業時間 10:00～18:00
定休日 土・日・祝日

士業不動産サポート株式会社

電話 03-5946-8666
※住所は神楽坂法務合同事務所と同じ

ウィルサポート株式会社

電話 03-5946-8687
※住所は神楽坂法務合同事務所と同じ

司法書士法人

神楽坂法務合同事務所
小田原オフィス

住所 〒250-0011
神奈川県小田原市
栄町1丁目4番2号
第12松本ビル5階
電話 0465-20-7671
営業時間 10:00～18:00
定休日 土・日・祝日

神楽坂法務
合同事務所



士業不動産
サポート



ウィルサポート



神楽坂法務
合同事務所
小田原オフィス



令和8年4月1日発行

『神楽坂通信』の送付が今後不要な場合、以下に御社名・ご氏名をご記入いただき、お手数ですが03-5946-8699までFAXをお願いいたします
(御社名・ご氏名： 法人ご担当者名：)